

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 5 年 1 2 月 定 例 会

池 田 市

目 次

1	議案第78号 職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育 職員の退職手当に関する条例の一部改正について	1
	説 明	10
	参 考 (1)	13
	参 考 (2)	14
2	議案第79号 池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について	34
	説 明	36
	参 考	37
3	議案第80号 和解することについて	39
	参 考	43
4	議案第81号 池田市立石橋会館指定管理者の指定について	44
	参 考	45
5	議案第82号 池田市立くすのき学園指定管理者の指定について	46
	参 考	47
6	議案第83号 池田市立葬祭場指定管理者、池田市立桃園墓地指定管理者及び五月山霊 園指定管理者の指定について	48
	参 考	49
7	議案第84号 池田市立水月児童文化センター指定管理者の指定について	50
	参 考	51
8	議案第85号 池田市立児童館指定管理者の指定について	52
	参 考	53
9	議案第86号 池田市立ギャラリー指定管理者の指定について	54
	参 考	55

10	議案第87号	池田市立3R推進センター指定管理者の指定について	56
		参 考	57
11	議案第88号	令和5年度池田市病院事業会計補正予算（第1号）	59
		説 明	77
12	議案第89号	令和5年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	83
		説 明	85
		参 考	93
13	議案第90号	令和5年度池田市一般会計補正予算（第8号）	99
		説 明	105
		参 考	123

議案第 78 号

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定
こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正
について

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

退職手当の基本額の特例について、減額改定以外の理由による給料月額
の減額を受け、かつ、その減額後に 65 歳までの定年の引上げに際して創設
した給料月額を 7 割に減額する措置を受ける職員が退職した場合に対応で
きるよう整備するため、関係条例の一部を改正するものである。

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 3 8 年池田市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 中「第 1 4 項まで」の次に「及び第 1 6 項」を加え、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

第 8 条の 4 第 1 項中「。以下「施行令」という。」を削る。

第 9 条第 5 項中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

第 1 4 条第 3 項中「、支給条件、その他同項」を「及び支給条件その他前 2 項」に改める。

第 2 1 条第 6 項中「第 1 項から第 5 項まで」を「前各項」に改める。

附則第 2 項中「附則第 6 項から第 1 4 項までの規定」を「第 8 条から第 8 条の 3 まで並びに附則第 5 項から第 1 6 項までの規定にかかわらず、これらの規定（第 8 条から第 8 条の 3 までを除く。）」に改める。

附則第 3 項中「又は第 5 条の 2 及び附則第 9 項の規定」を「、第 5 条の 2、第 8 条及び第 8 条の 2 並びに附則第 5 項及び第 9 項の規定にかかわらず、これらの規定（第 8 条及び第 8 条の 2 を除く。）」に改める。

附則第 5 項の見出し中「減額改定」を「減額改定等」に改め、同項中「除く。）」の次に「又は給料月額の変額改定以外の理由（市長が定めるものに限る。）」を、「減額前の給料月額」の次に「その他の減額後にその者に支給するものとされる所定の額」を加える。

附則第 9 項中「の改定」の次に「（以下「7 割措置」という。）」を加える。

附則第 13 項中「次項」の次に「及び附則第 16 項」を加える。

附則第 14 項中「もの」の次に「（次項の規定の適用を受ける者を除く。）」を加える。

附則中第 15 項を第 17 項とし、第 14 項の次に次の見出し及び 2 項を加える。

（7 割措置減額日前に給料月額の減額改定以外の理由により給料月額を減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

15 当分の間、退職した者の基礎在職期間中に、7 割措置の適用を受け、かつ、給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額（7 割措置の適用を受ける期間の初日（以下「7 割措置減額日」という。）前のものに限る。以下「特別減額」という。）をされたことがある場合において、当該特別減額の理由を生じた日（以下「特別減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別減額前給料月額」という。）が 7 割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下「7 割措置前給料月額」という。）より多く、かつ、7 割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 2 までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 7 割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が 7 割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び 7 割措置前給料月額を基礎として、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した場合における当該退職手当の基本額の 7 割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第 3 条から第 5 条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

16 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する者であつて医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものに対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第 15 項第 1 号	及び特別減額前給料月額	並びに特別減額前給料月額及び特別減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額

附則第 1 5 項第 2 号	7 割措置前給料月額 に、	7 割措置前給料月額及び 7 割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第 1 5 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第 1 5 項第 3 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例(令和2年池田市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第16項まで」の次に「及び第18項」を加え、「同項」を「同条第1項」に改める。

第24条第8項中「第19条第4項」を「第22条第4項」に改める。

附則第2項中「附則第10項から第16項までの規定」を「第12条並びに附則第10項から第18項まで及び第20項の規定にかかわらず、これらの規定(同条を除く。)」に改める。

附則第3項中「又は第9条及び附則第12項の規定」を「、第9条並びに第12条第1項及び第2項並びに附則第12項及び第20項の規定にかかわらず、これらの規定(同条第1項及び第2項を除く。)」に改める。

附則第12項中「の改定」の次に「(以下「7割措置」という。)」を加える。

附則第15項中「次項」の次に「及び附則第18項」を加える。

附則第16項中「規定する者」の次に「(次項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

附則中第17項を第19項とし、第16項の次に次の見出し及び2項を加える。

(7割措置減額日前に給料の月額減額改定以外の理由により給料の月額を減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

17 当分の間、退職した者の基礎在職期間中に、7割措置の適用を受け、かつ、給料の月額減額改定以外の理由による給料の月額減額(7割措置の適用を受ける期間の初日(以下「7割措置減額日」という。)前)のものに限る。以下「特別減額」という。)をされたことがある場合において、

当該特別減額の理由を生じた日（以下「特別減額日」という。）の前日におけるその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下「特別減額前給料月額」という。）が7割措置減額日の前日におけるその者の給料の月額（以下「7割措置前給料月額」という。）より多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第6条から第9条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により計算した場合における当該退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第6条から第8条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

18 当分の間、第8条第1項に規定する者に対する前項の規定の適用につ

いては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第 17 項第 1 号	及び特別減額前給料月額	並びに特別減額前給料月額及び特別減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第 17 項第 2 号	7 割措置前給料月額に、	7 割措置前給料月額及び 7 割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第 17 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料

		月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第17項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、

附則に次の1項を加える。

（給料の月額の減額改定等があった場合の給料の月額の取扱いの特例）

20 退職した者の基礎在職期間中に給料の月額の減額改定又は給料の月額の減額改定以外の理由（教育委員会が定めるものに限る。）によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料の月額が減額前の給料の月額その他の減額後にその者に支給するものとされる所定の額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第14条第2項に規定する池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定による基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定
こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正
について

1 職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年池田市条例第 18 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

- (1) (2)に伴う所要の規定の整理を行うほか、文言の整理等を行うものであること。

（第 1 条中第 5 条の 3、第 8 条の 4、第 9 条、第 14 条
及び第 21 条並びに附則第 2 項、第 3 項、第 5 項、
第 9 項、第 13 項及び第 14 項の改正関係）

- (2) 7 割措置（地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例（令和 4 年池田市条例第 17 号）により、65 歳までの職員の定年の引上げに際して創設した 60 歳以上の一定の職員の給料月額を 7 割に減額する措置をいう。以下同じ。）による給料月額の減額を受け、かつ、その 7 割措置の適用前に給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額措置を受けたことがある職員が退職する場合で、その減額措置による減額前の給料月額が 7 割措置による減額前の給料月額より多く、かつ、7 割措置による減額前の給料月額が退職日における給料月額より多いときには、その 2 回の給料月額の減額前それぞれの在職期間に対応する退職手当の基本額の算定についてはそれぞれ減額前の給料月額を基礎とし、7 割措置の適用以後から退職日までの在職期間に対応する退職手当の基本額の算定については退職日における給料月額を基礎として行うこととするものであること。また、一定の早期退職をした場合には、そ

の算定の基礎とする給料月額を割増しすることとするものであること。

(第1条中附則第15項を附則第17項とし、

附則第14項の次に2項を加える改正関係)

2 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）の一部改正〔第2条関係〕

(1) (2)及び(3)に伴う所要の規定の整理を行うほか、文言の整理を行うものであること。

(第2条中第10条及び第24条並びに附則第2項、第3項、

第12項、第15項及び第16項の改正関係)

(2) 7割措置による給料の月額の減額を受け、かつ、その7割措置の適用前に給料の月額の減額改定以外の理由による給料の月額の減額措置を受けたことがある池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員が退職する場合で、その減額措置による減額前の給料の月額が7割措置による減額前の給料の月額より多く、かつ、7割措置による減額前の給料の月額が退職日における給料の月額より多いときには、その2回の給料の月額の減額前それぞれの在職期間に対応する退職手当の基本額の算定についてはそれぞれ減額前の給料の月額を基礎とし、7割措置の適用以後から退職日までの在職期間に対応する退職手当の基本額の算定については退職日における給料の月額を基礎として行うこととするものであること。また、一定の早期退職をした場合には、その算定の基礎とする給料の月額を割増しすることとするものであること。

(第2条中附則第17項を附則第19項とし、

附則第16項の次に2項を加える改正関係)

(3) 給料の月額の減額改定又は給料の月額の減額改定以外の理由による給料の月額の減額があった場合における給料の月額の取扱いの特例について定めるものであること。

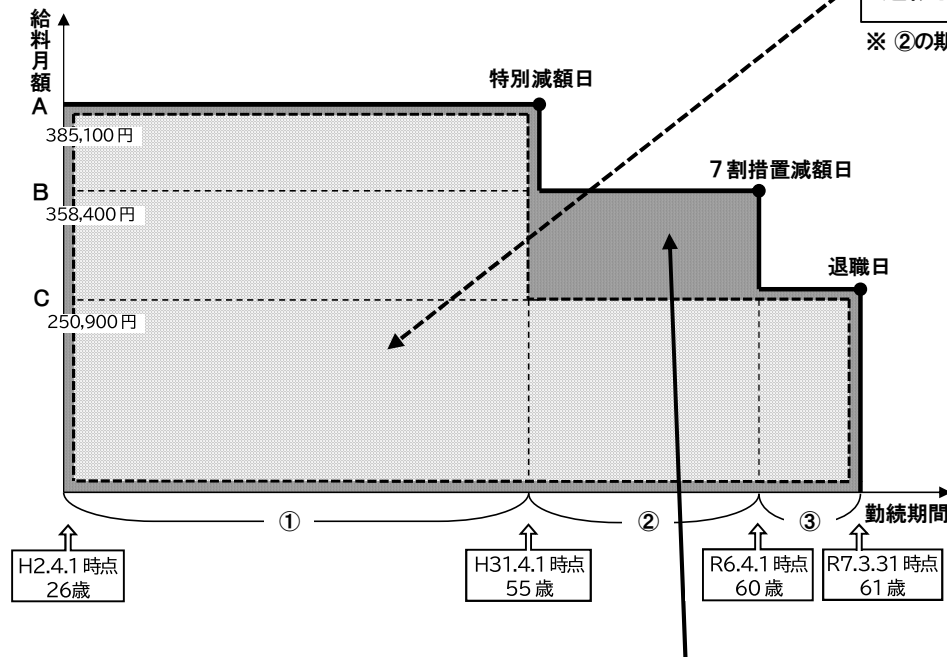
(第2条中附則に1項を加える改正関係)

3 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

退職手当の算定モデルケース

26歳で入庁し、55歳で給料表の切替えにより給料月額が減額され、60歳で定年の引上げに伴う給料月額を7割に減額する措置の適用を受け、61歳で定年退職する職員の場合



【改正前】 の部分の面積が改正前の退職手当の基本額

$$\text{退職手当の基本額} = A \times \text{①の期間の支給率} + C \times (\text{②} + \text{③}) \text{の期間の支給率}$$

※ ②の期間については、「7割措置前給料月額(=B)」よりも低い「退職日給料月額(=C)」で算定されてしまう。

7割措置減額日以後、定年退職する場合(勤続期間=①+②+③)

$$\text{退職手当の基本額} = 385,100 \text{ 円} \times 39.29715 + 250,900 \text{ 円} \times 8.41185 = 17,243,865 \text{ 円}$$

①29年の支給率 ②+③6年の支給率

7割措置減額日の前日に退職する場合(勤続期間=①+②)

$$\text{退職手当の基本額} = 385,100 \text{ 円} \times 39.29715 + 358,400 \text{ 円} \times 7.533 = 17,833,159 \text{ 円}$$

①29年の支給率 ②5年の支給率

⇒ 定年退職する場合、7割措置減額日の前日に退職する場合と比較して、勤続期間が1年長くなっているに関わらず、退職手当の基本額は **589,294 円減少** してしまう。

【改正後】 の部分の面積が改正後の退職手当の基本額

$$\text{退職手当の基本額} = A \times \text{①の期間の支給率} + B \times \text{②の期間の支給率} + C \times \text{③の期間の支給率}$$

7割措置減額日以後、定年退職する場合(勤続期間=①+②+③)

$$\text{退職手当の基本額} = 385,100 \text{ 円} \times 39.29715 + 358,400 \text{ 円} \times 7.533 + 250,900 \text{ 円} \times 0.87885 = 18,053,662 \text{ 円}$$

①29年の支給率 ②5年の支給率 ③1年の支給率

⇒ 7割措置減額日の前日に退職する場合と比較して **220,503 円増加**

※ 退職手当の試算額は、下記の内容で勤務する場合を基に計算しています。

- ・定 年 年 齢 61歳
- ・勤 続 期 間 35年 (①29年 ②5年 ③1年)
- ・給料月額 A 385,100円 (=特別減額前給料月額)
- ・給料月額 B 358,400円 (=7割措置前給料月額)
- ・給料月額 C 250,900円 (=退職日給料月額)

議案第78号 参 考 (2)

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改	正	前	改	正	後		
1 職員の退職手当に関する条例 第1条～第5条の2 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。附則第10項から第14項までにおいて同じ。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職したものであって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 第6条～第8条の3 (略) (退職手当の調整額) 第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務			(略)	1 職員の退職手当に関する条例 第1条～第5条の2 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。附則第10項から第14項まで及び第16項において同じ。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職したものであって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 第6条～第8条の3 (略) (退職手当の調整額) 第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務			(略)
(略)							
(略)							

改 正 前	改 正 後
員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職及び職員の分限に関する条例（昭和27年池田市条例第1号）第3条の規定による休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第9条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。） ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」とい	員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職及び職員の分限に関する条例（昭和27年池田市条例第1号）第3条の規定による休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第9条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。） ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多

改 正 前	改 正 後
う。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 (1)～(9) (略) 2～5 (略) 第8条の5 (略) (勤続期間の計算) 第9条 (略) 2～4 (略) 5 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期	いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 (1)～(9) (略) 2～5 (略) 第8条の5 (略) (勤続期間の計算) 第9条 (略) 2～4 (略) 5 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期

改 正 前	改 正 後
期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。 (1)～(7) (略) 6～9 (略) 第10条～第13条 (略) (失業者の退職手当) 第14条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定による退職手当の支給額、支給条件、<u>その他同項</u>に規定するもののほか、法に規定する失業給付に相当する額の支給に関し必要な事項は規則で定める。 第15条～第20条 (略)	間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。 (1)～(7) (略) 6～9 (略) 第10条～第13条 (略) (失業者の退職手当) 第14条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定による退職手当の支給額及び支給条件<u>その他前2項</u>に規定するもののほか、法に規定する失業給付に相当する額の支給に関し必要な事項は規則で定める。 第15条～第20条 (略)

改 正 前	改 正 後
(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 2 1 条 (略) 2 ～ 5 (略) 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第 1 6 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち<u>第 1 項から第 5 項までの規定</u>による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。 7 ・ 8 (略) 第 2 2 条～第 2 4 条 (略) 附 則 1 (略) (退職手当の基本額に係る特例) 2 当分の間、3 5 年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 4 9 年池田市条例第 5 号。以下「昭和 4 9 年 3 月改正条例」という。）附則第 3 項の規定に該当する者を除く。）に	(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 2 1 条 (略) 2 ～ 5 (略) 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第 1 6 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち<u>前各項の規定</u>による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。 7 ・ 8 (略) 第 2 2 条～第 2 4 条 (略) 附 則 1 (略) (退職手当の基本額に係る特例) 2 当分の間、3 5 年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 4 9 年池田市条例第 5 号。以下「昭和 4 9 年 3 月改正条例」という。）附則第 3 項の規定に該当する者を除く。）に

改 正 前	改 正 後
対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び<u>附則第6項から第14項までの規定</u>により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和49年3月改正条例附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び<u>附則第9項の規定</u>により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 4 （略） （給料月額の減額改定があつた場合の給料月額の取扱いの特例） 5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の5第2	対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び<u>第8条から第8条の3まで並びに附則第5項から第16項までの規定にかかわらず、これらの規定（第8条から第8条の3までを除く。）</u>により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和49年3月改正条例附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項、<u>第5条の2、第8条及び第8条の2並びに附則第5項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定（第8条及び第8条の2を除く。）</u>により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 4 （略） （給料月額の減額改定等があつた場合の給料月額の取扱いの特例） 5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で市長が定めるものを除く。）又は<u>給料月額の減額改定以外の理由（市長が定めるものに限る。）</u>によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額<u>その他の減額後にその者に支給するものとされる所定の額</u>に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用

改 正 前	改 正 後
項に規定する池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。 6～8 (略) (定年の引上げによる給料月額の改定を給料月額の減額改定としない特例) 9 池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。 10～12 (略) 13 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項において同じ。）であって医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものが60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び	を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の5第2項に規定する池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。 6～8 (略) (定年の引上げによる給料月額の改定を給料月額の減額改定としない特例) 9 池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料月額の改定（以下「7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。 10～12 (略) 13 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項及び附則第16項において同じ。）であって医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものが60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8

改 正 前	改 正 後
第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 14 当分の間、第5条第1項に規定する者であつて医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものが60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。	条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 14 当分の間、第5条第1項に規定する者であつて医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のもの <u>(次項の規定の適用を受ける者を除く。)</u> が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 <u>(7割措置減額日前に給料月額の減額改定以外の理由により給料月額を減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</u> 15 当分の間、退職した者の基礎在職期間中に、<u>7割措置の適用を受け、かつ、給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額（7割措置の適用を受ける期間の初日（以下「7割措置減額日」という。）前のものに限る。</u>

改 正 前	改 正 後
	以下「特別減額」という。)をされたことがある場合において、当該特別減額の理由を生じた日(以下「特別減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特別減額前給料月額」という。)が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(以下「7割措置前給料月額」という。)より多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。 (1) その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 (2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額 ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合における当該退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合 イ 前号に掲げる額の特別減額前給料月額に対する割合 (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合

改 正 前	改 正 後						
	<u>を乗じて得た額</u> <u>ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</u> <u>イ 前号アに掲げる割合</u> <u>16 当分の間、第5条第1項に規定する者であって医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものに対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u> <table><tr><th><u>読み替える規定</u></th><th><u>読み替えられる字句</u></th><th><u>読み替える字句</u></th></tr><tr><td><u>附則第15項第1号</u></td><td><u>及び特別減額前給料月額</u></td><td><u>並びに特別減額前給料月額及び特別減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合</u></td></tr></table>	<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>	<u>附則第15項第1号</u>	<u>及び特別減額前給料月額</u>	<u>並びに特別減額前給料月額及び特別減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合</u>
<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>					
<u>附則第15項第1号</u>	<u>及び特別減額前給料月額</u>	<u>並びに特別減額前給料月額及び特別減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合</u>					

改 正 前	改 正 後		
			を乗じて得た額の合計額
	<u>附則第 1 5 項第 2 号</u>	<u>7 割措置前給料月額</u> <u>に、</u>	<u>7 割措置前給料月額及び 7 割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、</u>
	<u>附則第 1 5 項第 2 号イ</u>	<u>前号に掲げる額</u>	<u>その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第 3 条から第 5 条までの規定により計算し</u>

改 正 前			改 正 後		
					<u>た場合の退職手当の基本額に相当する額</u>
			<u>附則第 1 5 項第 3 号</u>	<u>退職日給料月額に、</u>	<u>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、</u>
<u>1 5</u> (略) 2 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例 第 1 条～第 9 条 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第 1 0 条 第 8 条第 1 項に規定する者 (2 5 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者を除く。附則第 1 3 項から第 1 6 項までにおい			<u>1 7</u> (略) 2 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例 第 1 条～第 9 条 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第 1 0 条 第 8 条第 1 項に規定する者 (2 5 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者を除く。附則第 1 3 項から第 1 6 項まで及び第		

改 正 前	改 正 後		
て同じ。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職をしたものであって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する<u>同項</u>及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 第11条～第23条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第24条 (略) 2～7 (略) 8 池田市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する<u>第19条第4項</u>の規定による意見の聴取について準用する。 第25条～第27条 (略) 附 則 1 (略) (退職手当の基本額に係る特例) 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職をした者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条まで及び<u>附則第10項から第16項までの規定</u>	(略)	<u>18項</u>において同じ。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職をしたものであって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する<u>同条第1項</u>及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 第11条～第23条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第24条 (略) 2～7 (略) 8 池田市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する<u>第22条第4項</u>の規定による意見の聴取について準用する。 第25条～第27条 (略) 附 則 1 (略) (退職手当の基本額に係る特例) 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職をした者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条まで及び<u>第12条並びに附則第10項から第1</u>	(略)
(略)			
(略)			

改 正 前	改 正 後
により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第14条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。	<u>8項まで及び第20項の規定にかかわらず、これらの規定（同条を除く。）</u> により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第14条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。
3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職をした者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は <u>第9条及び附則第12項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u>	3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職をした者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項、 <u>第9条並びに第12条第1項及び第2項並びに附則第12項及び第20項の規定にかかわらず、これらの規定（同条第1項及び第2項を除く。）</u> により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
4～11 （略） （定年の引上げによる給料の月額の改定を給料の月額の減額改定としない特例）	4～11 （略） （定年の引上げによる給料の月額の改定を給料の月額の減額改定としない特例）
12 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料の月額改定は、第9条に規定する給料の月額の減額改定に該当しないものとする。	12 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料の月額改定（以下「7割措置」という。）は、第9条に規定する給料の月額の減額改定に該当しないものとする。
13・14 （略）	13・14 （略）
15 当分の間、第8条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項において同じ。）が60歳に達す	15 当分の間、第8条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項及び附則第18項において同

改 正 前	改 正 後
る日前に退職したときにおける第10条及び第12条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 16 当分の間、第10条に規定する者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第10条及び第12条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。	じ。)が60歳に達する日前に退職したときにおける第10条及び第12条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 16 当分の間、第10条に規定する者<u>(次項の規定の適用を受ける者を除く。)</u>が60歳に達した日以後に退職したときにおける第10条及び第12条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 <u>(7割措置減額日前に給料の月額の減額改定以外の理由により給料の月額を減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</u> 17 当分の間、退職した者の基礎在職期間中に、7割措置の適用を受け、か

改 正 前	改 正 後
	<u>つ、給料の月額減額改定以外の理由による給料の月額減額（7割措置の適用を受ける期間の初日（以下「7割措置減額日」という。）前のものに限る。以下「特別減額」という。）をされたことがある場合において、当該特別減額の理由を生じた日（以下「特別減額日」という。）の前日におけるその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下「特別減額前給料月額」という。）が7割措置減額日の前日におけるその者の給料の月額（以下「7割措置前給料月額」という。）より多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第6条から第9条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</u> <u>(1) その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u> <u>(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u> <u>ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により計算した場合における当該退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合</u>

改 正 前	改 正 後						
	イ 前号に掲げる額の特別減額前給料月額に対する割合 (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額 ア その者に対する退職手当の基本額が第6条から第8条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合 イ 前号アに掲げる割合 18 当分の間、第8条第1項に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr><tr><td>附則第17項第1号</td><td>及び特別減額前給料月額</td><td>並びに特別減額前給料月額及び特別減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に</td></tr></table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	附則第17項第1号	及び特別減額前給料月額	並びに特別減額前給料月額及び特別減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句					
附則第17項第1号	及び特別減額前給料月額	並びに特別減額前給料月額及び特別減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に					

改	正	後
		<u>相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>附則第 1 7 項第 2 号</u>	<u>7 割措置前給料月額に、</u> <u>7 割措置前給料月額及び 7 割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、</u>
	<u>附則第 1 7 項第 2 号イ</u>	<u>前号に掲げる額</u> <u>その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第 6 条から</u>

改 正 前	改 正 後		
			<u>第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u>
	<u>附則第17項第3号</u>	<u>退職日給料月額に、</u>	<u>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、</u>
<u>17</u> (略)	<u>19</u> (略) <u>(給料の月額の減額改定等があった場合の給料の月額の取扱いの特例)</u> <u>20 退職した者の基礎在職期間中に給料の月額</u> <u>の減額改定又は給料の月額</u> <u>の減額改定以外の理由（教育委員会が定めるものに限る。）によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料の月</u>		

改 正 前	改 正 後
	<u>額が減額前の給料の月額その他の減額後にその者に支給するものとされる所定の額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第14条第2項に規定する池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定による基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。</u>

議案第 79 号

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市消防保安行政事務手数料条例（平成 23 年池田市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 7 の部中「第 36 条第 1 項」を「法第 36 条第 1 項」に改め、同表の 9 の部中「又は第 3 項」を「若しくは第 3 項又は第 39 条の 22 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について

- 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づく液化石油ガスの貯蔵施設又は特定供給設備の設置又は位置、構造、設備等の変更をしたときの完成検査に係る手数料の一部について、認定高度保安実施事業者（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の一部改正により創設された認定高度保安実施事業者制度において高圧ガスの高度な保安を実施できるとして経済産業大臣の認定を受けた者をいう。）が行った高圧ガスの製造のための施設としての完成検査に合格した貯蔵施設又は特定供給設備を除いて算定することとするものであること。また、文言の整理を行うものであること。

（別表第 5 の改正関係）

- 2 この条例は、令和 5 年 12 月 21 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第79号 参 考

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改			正			前			改			正			後		
本則（略）									本則（略）								
別表第1～別表第4（略）									別表第1～別表第4（略）								
別表第5（第2条関係）									別表第5（第2条関係）								
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料									液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料								
事務			区分			金額			事務			区分			金額		
1～6		(略)							1～6		(略)						
7	第36条第1項の規定による同項第1号に規定する貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）又は法第16条の2第1項に規定する特定供給設備（以下「特定供給設備」という。）の設置の許可の申請に対する審査		(略)						7	法第36条第1項の規定による同項第1号に規定する貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）又は法第16条の2第1項に規定する特定供給設備（以下「特定供給設備」という。）の設置の許可の申請に対する審査		(略)					
8		(略)							8		(略)						

改 正 前				改 正 後			
9	法第37条の3第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	(1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	9	法第37条の3第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	(1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の2第1項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
		(略)				(略)	
10～13	(略)			10～13	(略)		
備考 (略)				備考 (略)			

和解することについて

下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 相手方 | 大阪府大阪市中央区高麗橋 4 丁目 1 番 1 号
興銀ビル 2 階
株式会社広済堂ネクスト 代表取締役 挽地 信孝 |
| 2 和解の内容 | 和解金 119,699,860 円
ほか別紙の和解契約書（案）のとおり |

令和 5 年 12 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

新型コロナワクチン接種に関する委託業務において、委託事業者の再委託先が勤務実績を水増ししたことなどにより、過大な委託料の請求を受けたため本市が損害を被ったことについて、和解したいので、本議案を提出するものである。

別紙

和解契約書（案）

池田市（以下「甲」という。）及び株式会社広済堂ネクスト（以下「乙」という。）は、下記（対象事案の特定）記載の事案（以下「本件事案」という。）に関し、次のとおり和解契約を締結した。

（対象事案の特定）

令和3年3月1日から令和5年4月1日までに甲と乙とで締結した29の契約により甲が乙に委託した新型コロナワクチン市コールセンター運営、新型コロナワクチン接種関係窓口対応業務、新型コロナワクチン接種業務及び新型コロナワクチン接種証明書発行業務のうち、22の契約によるものにおいて、乙の再委託先が勤務実績を水増ししたことなどにより、乙が甲に対し過大な委託料の請求をしたため、甲は、乙に対し当該請求のとおり支払をし、損害を被った。

第1条 乙は、本件事案について、その事実関係を認め、乙にその責任があることを認める。

第2条 乙は、甲に対し、本件事案に関し甲が乙に支払を要しないと認めた額（以下「不当利得額」という。）として115,728,933円及び遅延損害金として3,970,927円について支払義務があることを認める。なお、遅延損害金は、甲が乙にそれぞれ過大な請求に対して支払をした日（以下「起算日」という。）から令和5年10月31日まで年3分の割合により算定し、不当利得額及び遅延損害金の内訳は、次の表のとおりである。

契約名	不当利得額	起算日	遅延損害金
新型コロナワクチン市コールセンター運営委託	1,255,505円	令和3年4月30日	94,317円
新型コロナワクチン接種関係窓口対応業務委託	82,765円	令和3年4月30日	6,217円
新型コロナワクチン市コールセンター運営委託	15,089,144円	令和3年11月22日	878,064円

新型コロナワクチン接種業務委託	8,340,846円	令和3年11月22日	485,368円
新型コロナワクチン市コールセンター運営委託	6,029,054円	令和4年1月31日	316,153円
新型コロナワクチン接種業務委託	873,263円	令和4年1月31日	45,792円
新型コロナワクチン市コールセンター運営委託	2,206,919円	令和4年3月31日	105,025円
新型コロナワクチン接種関係窓口対応業務委託	23,863円	令和4年3月31日	1,135円
新型コロナワクチン市コールセンター運営委託	38,469,882円	令和4年11月21日	1,087,696円
新型コロナワクチン接種業務委託	6,259,879円	令和4年11月21日	176,991円
新型コロナワクチン接種関係窓口対応業務委託	130,181円	令和4年12月20日	3,370円
新型コロナワクチン接種業務委託	1,115,557円	令和4年12月20日	28,882円
新型コロナワクチン市コールセンター運営委託	9,848,855円	令和4年12月20日	254,990円
新型コロナワクチン接種関係窓口対応業務委託	110,352円	令和5年1月31日	2,476円
新型コロナワクチン市コールセンター運営委託	14,302,335円	令和5年1月31日	320,920円
新型コロナワクチン接種業務委託	956,563円	令和5年1月31日	21,463円
新型コロナワクチン接種業務委託	865,755円	令和5年4月28日	13,235円
新型コロナワクチン市コールセンター運営委託	5,713,141円	令和5年4月28日	87,340円
新型コロナワクチン接種関係窓口対応業務委託	96,558円	令和5年4月28日	1,476円
新型コロナワクチン市コールセンター運営委託	3,514,046円	令和5年6月30日	35,525円
新型コロナワクチン接種関係窓口対応業務委託	75,867円	令和5年6月30日	766円
新型コロナワクチン接種業務委託	368,603円	令和5年6月30日	3,726円

第3条 前条の金員の支払は、令和6年1月31日限り、甲が別途指定する甲名義の預金口座に振り込む方法によるものとし、その振り込みに要する費用は、乙が負担する。

第4条 甲及び乙は、乙から甲に対し第2条の金員の全額が支払われたときは、令和3年3月1日から令和5年5月31日までに乙がした池田市の新型コロナワクチンに関する業務について、甲と乙の間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、本和解契約締結後に、甲において当該業務における乙の過大請求が新たに発覚した場合又は当該業務における乙の甲に対する過大請求に係る処理に関して厚生労働大臣、警察その他の機関から指摘、指導等があった場合は、この限りでない。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年 月 日

(甲) 池田市城南1丁目1番1号

池田市

池田市長 瀧澤 智子

(乙) 大阪府中央区高麗橋4丁目1番1号

興銀ビル2階

株式会社広済堂ネクスト

代表取締役 挽地 信孝

経過について

- 1 池田市（以下「甲」という。）と株式会社広済堂ネクスト（当初は、株式会社廣済堂。以下「乙」という。）は、甲が実施する新型コロナワクチン市コールセンター運營業務、新型コロナワクチン接種関係窓口対応業務、新型コロナワクチン接種業務及び新型コロナワクチン接種証明書発行業務について、令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 4 月 1 日までに計 29 の委託契約を締結した。
- 2 令和 5 年 5 月 30 日、当該委託契約により乙が実施した業務において、乙の再委託先が勤務実績を水増ししたことなどにより、乙が甲に対し過大な委託料の請求をしていたこと（以下「本件事案」という。）について、乙から甲に対し報告があった。この報告を受け、甲は、乙に対し、本件事案の詳細について調査をするよう指示した。
- 3 令和 5 年 10 月 20 日、当該調査の結果として、29 のうち 22 の委託契約により実施した業務において過大な委託料の請求があったことについて、乙から甲に対し報告があった。
- 4 本件事案に関し、乙が甲に対して 119,699,860 円（遅延損害金として 3,970,927 円を含む。）の支払義務があることのほか、別紙の和解契約書（案）の内容について相互に確認した。なお、和解契約の締結に際し、和解契約書（案）から若干の表現の修正をすることがある。

池田市立石橋会館指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 池田市立石橋会館
- 2 指 定 管 理 者 池田市石橋 4 丁目 6 番 2 号
石橋南地域コミュニティ推進協議会
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 5 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立石橋会館の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要がある
ので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求め
るものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 候 補 者 石橋南地域コミュニティ推進協議会
- (2) 代 表 者 会長 栃尾 成一
- (3) 設 立 平成 1 9 年 1 0 月 1 1 日
- (4) 構 成

池田市立石橋会館を通じて提供されるサービスの主たる対象となる石橋南地域の住民により構成される。

(5) 管理実績

平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 5 年間、同団体を池田市立石橋会館の指定管理者に指定している。

2 指定管理者候補者の選定経過

池田市石橋会館指定管理者評価委員会により、当該団体が、池田市立石橋会館の指定管理業務において、その設置目的の達成及び効果的かつ効率的な管理運営に努めてきたとして評価された。よって、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成 1 8 年池田市条例第 2 4 号）第 6 条第 1 項第 1 号の規定による公募によらない指定を行うべく、指定管理者候補者として選定したものである。

池田市立くすのき学園指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 池田市立くすのき学園
- 2 指 定 管 理 者 大阪府大阪市浪速区湊町二丁目 1 番 5 7 号
社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 5 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立くすのき学園の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 候補者 社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団
- (2) 代表者 理事長 鈴木 裕一
- (3) 設立 昭和 28 年 10 月 5 日
- (4) 機 構 理 事 長 1 名 専務理事 1 名
理 事 9 名 監 事 2 名
- (5) 管理実績

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間、同団体に池田市立くすのき学園の管理運営を委託し、平成 16 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 期にわたり、同団体を同施設の指定管理者に指定している。

2 指定管理者候補者の選定経過

(1) 選定までのスケジュール

募集要項配布期間 令和 5 年 8 月 28 日～令和 5 年 10 月 10 日

申請受付期間 令和 5 年 9 月 11 日～令和 5 年 10 月 10 日

選定委員会 令和 5 年 10 月 30 日

(2) 応募団体数 1 団体

(3) 評価結果（池田市くすのき学園指定管理者選定・評価委員会）

平均点 110.8 点（各委員持点 150 点）

議案第 83 号

池田市立葬祭場指定管理者、池田市立桃園墓地指定管理者
及び五月山霊園指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 池田市立葬祭場、池田市立桃園墓地及び五月山霊園
- 2 指 定 管 理 者 池田市城南 2 丁目 7 番 1 号
特定非営利活動法人 関西コミュニティ協会
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 5 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立葬祭場、池田市立桃園墓地及び五月山霊園の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 候補者 特定非営利活動法人 関西コミュニティ協会
- (2) 代表者 理事長 森田 茂稔
- (3) 設立 平成 22 年 6 月 10 日
- (4) 機構 理事長 1 名 副理事長 1 名
理事 12 名 監事 1 名
- (5) 管理実績

平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、同団体を池田市立葬祭場、池田市立桃園墓地及び五月山霊園の指定管理者に指定している。

2 指定管理者候補者の選定経過

(1) 選定までのスケジュール

募集要項配布期間 令和 5 年 8 月 28 日～令和 5 年 9 月 27 日

申請受付期間 令和 5 年 8 月 28 日～令和 5 年 9 月 27 日

選定委員会 令和 5 年 10 月 12 日

(2) 応募団体数 2 団体

(3) 評価結果（池田市葬祭場・桃園墓地・五月山霊園指定管理者選定・評価委員会）

	指定管理者候補者	A 団体
平均点	80.2 点	69.7 点

（各委員持点 100 点）

議案第 84 号

池田市立水月児童文化センター指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 池田市立水月児童文化センター
- 2 指 定 管 理 者 池田市井口堂1丁目10番18号30A
特定非営利活動法人 北摂こども文化協会
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

令和5年12月5日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立水月児童文化センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 候補者 特定非営利活動法人 北摂こども文化協会
- (2) 代表者 理事長 川野 麻衣子
- (3) 設立 平成 11 年 8 月 24 日
- (4) 機 構 理事長 1 名 副 理 事 1 名
理 事 7 名 監 事 2 名
顧 問 1 名
- (5) 管理実績

平成 16 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 期にわたり、同団体を池田市立水月児童文化センターの指定管理者に指定している。

2 指定管理者候補者の選定経過

(1) 選定までのスケジュール

募集要項配布期間 令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 9 月 15 日
申請受付期間 令和 5 年 8 月 15 日～令和 5 年 9 月 15 日
選定委員会 令和 5 年 9 月 28 日

(2) 応募団体数 1 団体

(3) 評価結果（池田市水月児童文化センター指定管理者選定・評価委員会）

平均点 95.9 点（各委員持点 120 点）

池田市立児童館指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 池田市立児童館
- 2 指 定 管 理 者 大阪府箕面市栗生間谷西 7 丁目 15 番 15 号
教友会（池田市退職教職員友の会）
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 5 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立児童館の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要がある
ので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める
ものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 候補者 教友会（池田市退職教職員友の会）
- (2) 代表者 代表理事 平岡 博幸
- (3) 設立 昭和 61 年 7 月 10 日
- (4) 機 構 代表理事 1 名 理 事 12 名
幹 事 11 名 会 計 1 名
監 事 3 名 顧 問 1 名
- (5) 管理実績

平成 21 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 期にわたり、同
団体を池田市立児童館の指定管理者に指定している。

2 指定管理者候補者の選定経過

(1) 選定までのスケジュール

募集要項配布期間 令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 9 月 15 日
申請受付期間 令和 5 年 8 月 15 日～令和 5 年 9 月 15 日
選定委員会 令和 5 年 9 月 28 日

(2) 応募団体数 1 団体

(3) 評価結果（池田市児童館指定管理者選定・評価委員会）

平均点 100.9 点（各委員持点 120 点）

池田市立ギャラリー指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 池田市立ギャラリー
- 2 指 定 管 理 者 池田市栄町1番1号
一般財団法人 いけだ市民文化振興財団
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月5日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立ギャラリーの管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 候補者 一般財団法人 いけだ市民文化振興財団
- (2) 代表者 理事長 鶴川 淳
- (3) 設立 平成 10 年 5 月 21 日
- (4) 機 構
 - 会 長 1 名 副 会 長 1 名
 - 理 事 長 1 名 副理事長 1 名
 - 常務理事 1 名 理 事 8 名
 - 名誉顧問 4 名 顧 問 4 名
 - 監 事 2 名

(5) 管理実績

平成 10 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間、同団体に池田市立ギャラリーの管理運営を委託し、平成 16 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 期にわたり、同団体を同施設の指定管理者に指定している。

2 指定管理者候補者の選定経過

(1) 選定までのスケジュール

募集要項配布期間 令和 5 年 8 月 28 日～令和 5 年 9 月 26 日
申請受付期間 令和 5 年 8 月 28 日～令和 5 年 9 月 26 日
選定委員会 令和 5 年 10 月 6 日

(2) 応募団体数 1 団体

(3) 評価結果（池田市ギャラリー指定管理者選定・評価委員会）

平均点 80.5 点（各委員持点 120 点）

議案第 87 号

池田市立 3 R 推進センター指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 池田市立 3 R 推進センター
- 2 指 定 管 理 者 池田市空港 1 丁目 3 番 8 号
特定非営利活動法人 いけだエコスタッフ
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 5 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立 3 R 推進センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

指定管理者候補者の概要及び選定経過について

1 指定管理者候補者の概要

- | | | | | |
|----------|---------------------|----|------|----|
| (1) 候補者 | 特定非営利活動法人 いけだエコスタッフ | | | |
| (2) 代表者 | 理事長 庄田 佳保里 | | | |
| (3) 設立 | 平成22年6月17日 | | | |
| (4) 機構 | 理事長 | 1名 | 副理事長 | 2名 |
| | 理事 | 5名 | 監事 | 2名 |
| (5) 管理実績 | | | | |

平成21年7月1日から令和6年3月31日までの3期にわたり、同団体を池田市立3R推進センターの指定管理者に指定している。

2 指定管理者候補者の選定経過

- ### (1) 選定までのスケジュール

募集要項配布期間 令和5年8月31日～令和5年10月2日

申請受付期間 令和5年8月31日～令和5年10月2日

選定委員会 令和5年10月16日

- (2) 応募団体数 1 団体

- (3) 評価結果（池田市3R推進センター指定管理者選定・評価委員会）

平均点 85.9 点 (各委員持点 115 点)

議案第 88 号

令和 5 年度

池 田 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

令和５年度池田市病院事業会計補正予算（第１号）

（総 則）

第１条 令和５年度池田市病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条 令和５年度池田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第１款 病院事業費用	１４,５５４,２４０	△ １９,４００	１４,５３４,８４０
第２項 医 業 外 費 用	２３０,５４８	△ １９,４００	２１１,１４８

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,729,405	△ 213,400	1,516,005
第1項 企業債	994,000	△ 213,400	780,600

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	2,189,980	△ 213,400	1,976,580
第1項 建設改良費	1,016,886	△ 213,400	803,486

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
防 災 設 備 更 新 事 業	令和6年度	102,200 千円
熱 源 設 備 更 新 事 業	令和6年度	112,200 千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

補 正 前								
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法			
					償還期限	据置期間	償還方法	そ の 他
附帯設備整備事業	千円 474,000	普通貸借又は証券発行	7% 以内	政府又は 銀 行 等	15年以内	3年以内	元利均等又は元金均等で年賦又は半年賦	財政の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後								
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法			
					償還期限	据置期間	償還方法	そ の 他
附帯設備整備事業	千円 2 6 0 , 6 0 0	普通貸借又は証券発行	7 % 以内	政府又は 銀 行 等	1 5 年以内	3 年以内	元利均等又は元金均等で年賦又は半年賦	財政の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

令和5年12月5日 提 出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

令和5年度池田市病院事業会計補正予算実施計画

収 益 の 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
病 院 事 業 費 用			14,554,240	△ 19,400	14,534,840
	医 業 外 費 用		230,548	△ 19,400	211,148
		雑 支 出	90,381	△ 19,400	70,981

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
資 本 的 収 入			1,729,405	△ 213,400	1,516,005
	企 業 債		994,000	△ 213,400	780,600
		建設改良費等の財源に 充てるための企業債	994,000	△ 213,400	780,600

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
資 本 的 支 出			2,189,980	△ 213,400	1,976,580
	建 設 改 良 費		1,016,886	△ 213,400	803,486
		委 託 料	48,200	△ 4,400	43,800
		工 事 請 負 費	426,000	△ 209,000	217,000

令和5年度池田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益又は当年度純損失（△）	52,458
減価償却費	589,596
退職給付引当金の増減額（△は減少）	54,363
賞与引当金・法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△ 49,764
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 545
長期前受金戻入	△ 37,507
受取利息	△ 25
支払利息	110,167
固定資産除却費	24,000
未収金の増減額（△は増加）	375,643
未払金の増減額（△は減少）	<u>298,764</u>
小計	1,417,150
利息の受取額	25
利息の支払額	<u>△ 110,167</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,307,008

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△	709,819
寄附金等による収入		<u>2,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	707,819

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		780,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△	1,173,094
リース債務の返済による支出	△	22,686
他会計からの出資による収入		<u>733,405</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		318,225

資金増加額（又は減少額）		917,414
資金期首残高		<u>4,398,836</u>
資金期末残高		<u><u>5,316,250</u></u>

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	その他
防災設備更新事業	千円 102,200	—	千円 —	令和 6 年度	千円 102,200	千円 102,200	千円 —
熱源設備更新事業	112,200	—	—	令和 6 年度	112,200	112,200	—

令和5年度池田市病院事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
(ア) 土 地		6,145,361		
(イ) 建 物	18,696,579			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,553,034</u>	5,143,545		
(ロ) 構 築 物	507,441			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 504,541</u>	2,900		
(ハ) 器 械 及 び 備 品	5,675,552			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,363,614</u>	1,311,938		
(ニ) 車 両	1,689			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,605</u>	84		
(ホ) リ ー ス 資 産	206,000			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 84,063</u>	121,937		
(ヘ) 建 設 仮 勘 定		<u>112,222</u>		
有形固定資産合計			12,837,987	

(2) 無 形 固 定 資 産				
(7) 電 話 加 入 権		2,243		
(イ) その他無形固定資産		<u>18,936</u>		
無形固定資産合計			21,179	
(3) 投 資				
(7) 修学資金貸付金	2,400			
貸倒引当金	<u>△ 2,400</u>	<u>0</u>		
投資合計			<u>0</u>	
固定資産合計				12,859,166
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			5,316,250	
(2) 未 収 金		2,082,460		
貸倒引当金		<u>△ 13,760</u>	2,068,700	
(3) 貯 蔵 品			<u>40,127</u>	
流動資産合計				<u>7,425,077</u>
資産合計				<u><u>20,284,243</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

4,245,092

企業債合計

4,245,092

(2) リース債務

63,439

(3) 引当金

(7) 退職給付引当金

1,647,472

引当金合計

1,647,472

固定負債合計

5,956,003

4 流動負債

(1) 企業債

(7) 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

878,874

企業債合計

878,874

(2) リース債務

23,072

(3) 未払金

2,113,748

(4) 引当金

(7) 賞与引当金

285,848

(4) 法定福利費引当金

64,241

引当金合計

350,089

(5) 預り金

68,029

流動負債合計

3,433,812

5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		409,376	
収 益 化 累 計 額		<u>△ 201,004</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>208,372</u>
負 債 合 計			9,598,187
資 本 の 部			
6 資 本 金			25,298,736
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
(ｱ) 受 贈 財 産 評 価 額	<u>11,380</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		11,380	
(2) 利 益 剰 余 金			
(ｱ) 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>14,624,060</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>△ 14,624,060</u>	
剰 余 金 合 計			<u>△ 14,612,680</u>
資 本 合 計			<u>10,686,056</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>20,284,243</u></u>

令和 5 年度財務諸表に係る注記

1 その他

(1) 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて

当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金 344,703 千円を取り崩す。

(2) 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて

当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、法定福利費引当金 55,150 千円を取り崩す。

議案第 88 号 説 明

令和 5 年度

池田市病院事業会計補正予算説明

(第 1 号)

収 益 的 支 出

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	補正後予定額	節	金 額	説 明
		千円	千円	千円		千円	千円
病院事業費用		14,554,240	△ 19,400	14,534,840			
医 業 外 費 用		230,548	△ 19,400	211,148			
	雑 支 出	90,381	△ 19,400	70,981			
					雑 支 出	△ 19,400	その他雑支出 △ 19,400 減額

資 本 的 収 入

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	補正後予定額	節	金 額	説 明
資 本 的 収 入		千円 1,729,405	千円 △ 213,400	千円 1,516,005		千円	千円
企 業 債		994,000	△ 213,400	780,600			
	建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	994,000	△ 213,400	780,600			
					建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	△ 213,400	附帯設備整備事業 △ 213,400 減額

資 本 の 支 出

款 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	補 正 後 予 定 額	節	金 額	説 明
		千円	千円	千円		千円	千円
資 本 の 支 出		2,189,980	△ 213,400	1,976,580			
建 設 改 良 費		1,016,886	△ 213,400	803,486			
	委 託 料	48,200	△ 4,400	43,800			
					委 託 料	△ 4,400	監理業務委託料 △ 4,400 減額
	工 事 請 負 費	426,000	△ 209,000	217,000			
					工 事 請 負 費	△ 209,000	防災設備更新工事 △ 132,000 減額 熱源設備更新工事 △ 77,000 減額

議案第 89 号

令和 5 年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,646 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

10,787,700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 5 日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 国 庫 支 出 金		2,500,705	4,323	2,505,028
	2 国 庫 補 助 金	724,724	4,323	729,047
8 繰 入 金		2,030,140	4,323	2,034,463
	1 他 会 計 繰 入 金	1,714,145	4,323	1,718,468
歳 入 合 計		10,779,054	8,646	10,787,700

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		338,560	8,646	347,206
	1 総 務 管 理 費	203,755	8,646	212,401
歳 出 合 計		10,779,054	8,646	10,787,700

令和 5 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計 第 2 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 国 庫 支 出 金	2,500,705	4,323	2,505,028
8 繰 入 金	2,030,140	4,323	2,034,463
歳 入 合 計	10,779,054	8,646	10,787,700

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	338,560	8,646	347,206	4,323			4,323
歳 出 合 計	10,779,054	8,646	10,787,700	4,323			4,323

歳

入

2 歳 入

(款) 4 国 庫 支 出 金

(項) 2 国 庫 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 事務費補助		4, 323	4, 323	1 事務費補助	4, 323	介護保険事務費補助 4, 323 追加
計	724, 724	4, 323	729, 047			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計 繰入金	1,714,145	4,323	1,718,468	2 職員給与費 等繰入金	4,323	職員給与費等繰入金 4,323 追加
計	1,714,145	4,323	1,718,468			

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	203,755	8,646	212,401	4,323			4,323	12 委 託 料	8,646	電算委託料 8,646 追加
計	203,755	8,646	212,401	4,323			4,323			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		21,721	—	21,721
	1 負 担 金	21,721	—	21,721
2 介 護 保 険 料		1,866,104	—	1,866,104
	1 介 護 保 険 料	1,866,104	—	1,866,104
3 使 用 料 及 び 手 数 料		1,365	—	1,365
	1 手 数 料	1,365	—	1,365
4 国 庫 支 出 金		2,500,705	4,323	2,505,028
	1 国 庫 負 担 金	1,775,981	—	1,775,981
	2 国 庫 補 助 金	724,724	4,323	729,047
5 支 払 基 金 交 付 金		2,705,833	—	2,705,833
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,705,833	—	2,705,833
6 府 支 出 金		1,429,678	—	1,429,678
	1 府 負 担 金	1,338,355	—	1,338,355
	2 府 補 助 金	91,323	—	91,323
7 財 産 収 入		828	—	828
	1 財 産 運 用 収 入	828	—	828
8 繰 入 金		2,030,140	4,323	2,034,463
	1 他 会 計 繰 入 金	1,714,145	4,323	1,718,468

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 繰 入 金	315, 995	—	315, 995
9 諸 収 入		239	—	239
	1 預 金 利 子	10	—	10
	2 雑 入	228	—	228
	3 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1	—	1
10 繰 越 金		222, 441	—	222, 441
	1 繰 越 金	222, 441	—	222, 441
歳 入 合 計		10, 779, 054	8, 646	10, 787, 700

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		338,560	8,646	347,206
	1 総 務 管 理 費	203,755	8,646	212,401
	2 徴 収 費	983	—	983
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	133,822	—	133,822
2 保 険 給 付 費		9,582,571	—	9,582,571
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,798,387	—	8,798,387
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	259,293	—	259,293
	3 そ の 他 諸 費	7,708	—	7,708
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	302,933	—	302,933
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	45,357	—	45,357
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	168,893	—	168,893
3 地 域 支 援 事 業 費		628,585	—	628,585
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	189,322	—	189,322
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	421,072	—	421,072
	3 そ の 他 諸 費	1,533	—	1,533
	4 一 般 介 護 予 防 事 業 費	16,658	—	16,658
4 公 債 費		970	—	970
	1 一 般 公 債 費	970	—	970

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		9,107	—	9,107
	1 基 金 積 立 金	9,107	—	9,107
6 諸 支 出 金		219,261	—	219,261
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	219,261	—	219,261
歳 出 合 計		10,779,054	8,646	10,787,700

議案第90号

令和5年度池田市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度池田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 513,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,803,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月5日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		918,577	13,000	931,577
	1 使 用 料	648,703	13,000	661,703
15 国 庫 支 出 金		8,565,075	204,648	8,769,723
	1 国 庫 負 担 金	5,832,496	192,898	6,025,394
	2 国 庫 補 助 金	1,130,014	11,750	1,141,764
16 府 支 出 金		3,258,921	106,383	3,365,304
	1 府 負 担 金	2,500,295	96,449	2,596,744
	2 府 補 助 金	389,019	9,934	398,953
18 寄 附 金		206,000	40,000	246,000
	1 寄 附 金	206,000	40,000	246,000
19 繰 入 金		3,554,270	30,000	3,584,270
	1 繰 入 金	3,554,270	30,000	3,584,270
20 諸 収 入		779,668	119,700	899,368
	6 雑 入	316,513	119,700	436,213
歳 入 合 計		43,289,336	513,731	43,803,067

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,091,009	47,238	4,138,247
	1 総 務 管 理 費	3,110,539	40,000	3,150,539
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,692	7,238	276,930
3 民 生 費		19,469,162	460,677	19,929,839
	1 社 会 福 祉 費	9,119,195	455,718	9,574,913
	2 児 童 福 祉 費	8,433,401	4,959	8,438,360
4 衛 生 費		5,033,318	3,683	5,037,001
	1 保 健 衛 生 費	3,544,759	3,683	3,548,442
9 消 防 費		1,446,285	1,800	1,448,085
	1 消 防 費	1,446,285	1,800	1,448,085
13 予 備 費		198,212	333	198,545
	1 予 備 費	198,212	333	198,545
歳 出 合 計		43,289,336	513,731	43,803,067

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム改修事業	7,238
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム改修事業	5,654

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
広 報 誌 等 情 報 発 信 事 業	令和6年度	37,653千円

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 8 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料	918,577	13,000	931,577
15 国 庫 支 出 金	8,565,075	204,648	8,769,723
16 府 支 出 金	3,258,921	106,383	3,365,304
18 寄 附 金	206,000	40,000	246,000
19 繰 入 金	3,554,270	30,000	3,584,270
20 諸 収 入	779,668	119,700	899,368
歳 入 合 計	43,289,336	513,731	43,803,067

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	4,091,009	47,238	4,138,247	7,238		40,000	
3 民 生 費	19,469,162	460,677	19,929,839	303,793			156,884
4 衛 生 費	5,033,318	3,683	5,037,001			13,000	△9,317
9 消 防 費	1,446,285	1,800	1,448,085				1,800
13 予 備 費	198,212	333	198,545				333
歳 出 合 計	43,289,336	513,731	43,803,067	311,031		53,000	149,700

歳

入

2 歳 入

(款) 14 使 用 料 及 び 手 数 料

(項) 1 使 用 料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生使用料	77,920	13,000	90,920	3 休日急病診療所使用料	13,000	休日急病診療所使用料 13,000 追加
計	648,703	13,000	661,703			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫負担金	5,455,055	192,898	5,647,953	3 障がい福祉費負担金	192,898	障がい福祉サービス費等負担金 192,898 追加
計	5,832,496	192,898	6,025,394			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	54,580	7,238	61,818	3 社会保障・税番号制度システム整備費補助	7,238	社会保障・税番号制度システム整備費補助 7,238 追加
2 民生費国庫補助金	290,064	4,512	294,576	8 障がい者総合支援事業費補助	4,512	障がい者総合支援事業費補助 4,512 追加
計	1,130,014	11,750	1,141,764			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 1 府 負 担 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費府 負 担 金	2,281,626	96,449	2,378,075	2 障がい福祉 費 負 担 金	96,449	障がい福祉サービス費等負担金 96,449 追加
計	2,500,295	96,449	2,596,744			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 2 府 補 助 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費府 補 助 金	319,084	9,934	329,018	8 乳 幼 児 医 療 費 補 助	3,100	乳幼児医療費補助 3,100 追加
				13 地域医療介 護 総 合 確 保 基 金 事 業 費 補 助	2,574	地域医療介護総合確保基金事業費補助 2,574 追加
				16 安 心 こ ど も 基 金 特 別 対 策 事 業 費 補 助	4,260	安心こども基金特別対策事業費補助 4,260 追加
計	389,019	9,934	398,953			

(款) 18 寄 附 金

(項) 1 寄 附 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 指定寄附金	206,000	40,000	246,000	1 みんなでつくるまちの寄附金	40,000	みんなでつくるまちの寄附金 40,000 追加
計	206,000	40,000	246,000			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	3,542,022	30,000	3,572,022	1 財政調整基金繰入金	30,000	財政調整基金繰入金 30,000 追加
計	3,554,270	30,000	3,584,270			

(款) 20 諸 収 入

(項) 6 雑 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑 入	316,165	119,700	435,865	2 雑 入	119,700	電話対応業務委託料等返還金 115,729 追加 損害賠償金 3,971 追加
計	316,513	119,700	436,213			

出

歳

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
13 自治振興費	385,809	40,000	425,809			40,000		24 積 立 金	40,000	みんなでつくるまち推進基金 40,000 追加
計	3,110,539	40,000	3,150,539			40,000				

(款) 2 総 務 費

(項) 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸籍住民基本台帳費	269,692	7,238	276,930	7,238				12 委 託 料	7,238	電算委託料 7,238 追加
計	269,692	7,238	276,930	7,238						

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	5,389,808	4,323	5,394,131				4,323	27繰 出 金	4,323	介護保険事業特別会計繰出 金 4,323 追加
3 老人福祉費	205,352	2,574	207,926	2,574				18負担金補助 及び交付金	2,574	補助金 2,574 追加 公的介護施設等整備補助
5 福祉医療 助 成 費	652,252	50,000	702,252	3,100			46,900	19扶 助 費	50,000	子ども医療扶助費 50,000 追加
6 障 が い 福 祉 費	2,665,320	394,821	3,060,141	293,859			100,962	12委 託 料	9,024	電算委託料 9,024 追加
								19扶 助 費	385,797	居宅介護給付費 125,417 追加 共同生活援助給付費 75,168 追加 生活介護給付費 67,888 追加 就労継続支援給付費 81,334 追加 就労移行支援給付費 35,990 追加
8 保健福祉 総合センタ ー管理費	56,371	4,000	60,371				4,000	10需 用 費	4,000	修繕料 4,000 追加
計	9,119,195	455,718	9,574,913	299,533			156,185			

(款) 3 民 生 費

(項) 2 児 童 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 子 育 て 支 援 費	2, 835, 026	4, 959	2, 839, 985	4, 260			699	10 需 用 費	2, 470	消耗品費 90 追加
										印刷製本費 80 追加
										修繕料 2, 300 追加
								11 役 務 費	119	通信運搬費 119 追加
										電信料
								12 委 託 料	430	電算委託料 430 追加
13 使用料及 び賃借料	70							機器借上料 70 追加		
17 備品購入費	1, 870								庁用器具費 1, 870 追加	
計	8, 433, 401	4, 959	8, 438, 360	4, 260			699			

(款) 4 衛 生 費

(項) 1 保 健 衛 生 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
7 休日急病 診療所費	60,214	3,683	63,897			13,000	△9,317	10 需 用 費	3,683	医薬材料費 3,683 追加
計	3,544,759	3,683	3,548,442			13,000	△9,317			

(款) 9 消 防 費

(項) 1 消 防 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 常備消防費	1, 174, 856	1, 800	1, 176, 656				1, 800	17 備品購入費	1, 800	庁用器具費 1, 800 追加 防火衣ロッカー
計	1, 446, 285	1, 800	1, 448, 085				1, 800			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	198,212	333	198,545				333			予備費 333 追加
計	198,212	333	198,545				333			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,726,700	—	16,726,700
	1 市 民 税	7,913,900	—	7,913,900
	2 固 定 資 産 税	6,638,000	—	6,638,000
	3 軽 自 動 車 税	127,800	—	127,800
	4 市 た ば こ 税	561,000	—	561,000
	5 入 湯 税	3,000	—	3,000
	6 都 市 計 画 税	1,483,000	—	1,483,000
2 地 方 譲 与 税		210,300	—	210,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000	—	114,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	51,000	—	51,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,300	—	11,300
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		140,000	—	140,000
	1 配 当 割 交 付 金	140,000	—	140,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	—	70,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,300,000	—	2,300,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,300,000	—	2,300,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		60,000	—	60,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	60,000	—	60,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		21,000	—	21,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	21,000	—	21,000
10 地 方 特 例 交 付 金		101,500	—	101,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	101,000	—	101,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		4,200,000	—	4,200,000
	1 地 方 交 付 税	4,200,000	—	4,200,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		314,456	—	314,456
	1 負 担 金	314,456	—	314,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		918,577	13,000	931,577
	1 使 用 料	648,703	13,000	661,703
	2 手 数 料	268,831	—	268,831
	3 証 紙 収 入	1,043	—	1,043
15 国 庫 支 出 金		8,565,075	204,648	8,769,723
	1 国 庫 負 担 金	5,832,496	192,898	6,025,394
	2 国 庫 補 助 金	1,130,014	11,750	1,141,764
	3 国 庫 委 託 金	20,203	—	20,203
	4 国 庫 交 付 金	1,582,362	—	1,582,362
16 府 支 出 金		3,258,921	106,383	3,365,304
	1 府 負 担 金	2,500,295	96,449	2,596,744
	2 府 補 助 金	389,019	9,934	398,953
	3 府 委 託 金	48,554	—	48,554
	4 府 交 付 金	321,053	—	321,053
17 財 産 収 入		19,288	—	19,288
	1 財 産 運 用 収 入	8,588	—	8,588
	2 財 産 売 払 収 入	10,700	—	10,700
18 寄 附 金		206,000	40,000	246,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	206,000	40,000	246,000
19 繰 入 金		3,554,270	30,000	3,584,270
	1 繰 入 金	3,554,270	30,000	3,584,270
20 諸 収 入		779,668	119,700	899,368
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	300,000	—	300,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	316,513	119,700	436,213
21 市 債		1,499,200	—	1,499,200
	1 市 債	1,499,200	—	1,499,200
22 繰 越 金		18,381	—	18,381
	1 繰 越 金	18,381	—	18,381
歳 入 合 計		43,289,336	513,731	43,803,067

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		375,359	—	375,359
	1 議 会 費	375,359	—	375,359
2 総 務 費		4,091,009	47,238	4,138,247
	1 総 務 管 理 費	3,110,539	40,000	3,150,539
	2 徴 税 費	489,932	—	489,932
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,692	7,238	276,930
	4 選 挙 費	155,023	—	155,023
	5 統 計 調 査 費	23,982	—	23,982
	6 監 査 委 員 費	41,841	—	41,841
3 民 生 費		19,469,162	460,677	19,929,839
	1 社 会 福 祉 費	9,119,195	455,718	9,574,913
	2 児 童 福 祉 費	8,433,401	4,959	8,438,360
	3 生 活 保 護 費	1,916,186	—	1,916,186
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		5,033,318	3,683	5,037,001
	1 保 健 衛 生 費	3,544,759	3,683	3,548,442
	2 清 掃 費	1,488,559	—	1,488,559
5 労 働 費		14,913	—	14,913

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	14,913	—	14,913
6 農 林 水 産 業 費		54,859	—	54,859
	1 農 林 費	54,859	—	54,859
7 商 工 費		255,678	—	255,678
	1 商 工 費	255,678	—	255,678
8 土 木 費		3,131,432	—	3,131,432
	1 土 木 管 理 費	475,798	—	475,798
	2 道 路 橋 り よ う 費	637,752	—	637,752
	3 河 川 費	43,865	—	43,865
	4 都 市 計 画 費	1,809,782	—	1,809,782
	5 住 宅 費	163,867	—	163,867
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,446,285	1,800	1,448,085
	1 消 防 費	1,446,285	1,800	1,448,085
10 教 育 費		5,313,061	—	5,313,061
	1 教 育 総 務 費	1,461,589	—	1,461,589
	2 小 学 校 費	786,632	—	786,632
	3 中 学 校 費	340,557	—	340,557

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	238,381	—	238,381
	5 給 食 セ ン タ ー 費	1,034,285	—	1,034,285
	6 社 会 教 育 費	1,451,617	—	1,451,617
11 公 債 費		3,856,401	—	3,856,401
	1 公 債 費	3,856,401	—	3,856,401
12 諸 支 出 金		49,647	—	49,647
	1 防 災 費	49,647	—	49,647
13 予 備 費		198,212	333	198,545
	1 予 備 費	198,212	333	198,545
歳 出 合 計		43,289,336	513,731	43,803,067

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	22,703,791	435,797	23,139,588
人件費	8,512,170	—	8,512,170
扶助費	10,335,220	435,797	10,771,017
公債費	3,856,401	—	3,856,401
投資的経費	2,188,756	2,574	2,191,330
その他	18,396,789	75,360	18,472,149
物件費	8,162,109	30,704	8,192,813
その他	10,234,680	44,656	10,279,336
合 計	43,289,336	513,731	43,803,067

一般会計

令和５年度		補正第８号		歳出款別節別内訳表											(単位：千円)	
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計	
1	報酬	160,358	170,840	335,083	96,406	1,234	8,217	14,105	16,655	26,002	1,015,986		123		1,845,009	
2	給料	31,370	641,374	517,848	333,810	3,638	14,648	7,193	175,273	444,609	535,461				2,705,224	
3	職員手当等	94,751	596,271	462,132	280,507	2,779	12,932	8,125	149,001	406,541	546,220		4,953		2,564,212	
4	共済費	56,366	286,386	258,908	145,415	1,407	6,235	5,892	72,226	173,705	390,755				1,397,295	
5	災害補償費		300							100	30				430	
6	恩給及び退職年金															
7	報償費	158	96,292	21,539	89,579	30	732	1,876	20	6,096	60,531		294		277,147	
8	旅費	4,299	18,766	11,588	5,890	15	281	1,336	2,154	4,258	50,393				98,980	
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085	
10	需用費	4,882	251,389	92,047	430,324	157	6,166	4,819	103,380	54,102	405,642		10,924		1,363,832	
11	役務費	1,341	114,317	39,291	27,100	89	225	380	882	4,975	29,887		7,582		226,069	
12	委託料	5,002	1,039,970	745,137	2,091,849		977	19,465	791,644	10,751	1,249,856		24,832		5,979,483	
13	使用料及び賃借料	1,577	432,411	37,995	19,110		773	2,616	139,680	3,226	249,945		14		887,347	
14	工事請負費			16,000	27,000				720,000	3,900	262,310				1,029,210	
15	原材料費			175	133				737	65	4,432				5,542	
16	公有財産購入費															
17	備品購入費	301	6,327	8,554	37,816	20			16	215,977	52,258		30		321,299	
18	負担金補助及び交付金	13,954	161,624	3,164,965	270,889	5,544	3,673	51,868	93,264	73,743	390,862		832		4,231,218	
19	扶助費		185	10,693,001	19,516						58,315				10,771,017	
20	貸付金			2,474				138,000							140,474	
21	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		5,550				8,980	
22	償還金利子及び割引料		56,453	293,398	111,945						4,108	3,856,401			4,322,305	
23	投資及び出資金															
24	積立金		263,571	3,561	30,000			3	9,861				63		307,059	
25	寄附金															
26	公課費		71	30	698					935	35				1,769	
27	繰出金			3,225,913	1,018,914				853,609	19,100					5,117,536	
	予備費													198,545	198,545	
	()%	(0.9)	(9.4)	(45.5)	(11.5)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(7.2)	(3.3)	(12.1)	(8.8)	(0.1)	(0.5)	(100.0)	
	計	375,359	4,138,247	19,929,839	5,037,001	14,913	54,859	255,678	3,131,432	1,448,085	5,313,061	3,856,401	49,647	198,545	43,803,067	

一般会計

令和 5 年度		補正第 8 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		1,845,009			1,845,009				1,845,009	
2 給料		2,705,224			2,705,224				2,705,224	
3 職員手当等		2,564,212			2,564,212				2,564,212	
4 共済費		1,397,295			1,397,295				1,397,295	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								277,147	277,147	
8 旅費							98,980		98,980	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						100,000	1,263,832		1,363,832	
11 役務費							226,069		226,069	
12 委託料						354,950	5,624,533		5,979,483	
13 使用料及び賃借料						774	886,573		887,347	
14 工事請負費						1,029,210			1,029,210	
15 原材料費							5,542		5,542	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費						237,100	84,199		321,299	
18 負担金補助及び交付金						453,096		3,778,122	4,231,218	
19 扶助費			10,771,017		10,771,017				10,771,017	
20 貸付金								140,474	140,474	
21 補償補填及び賠償金								8,980	8,980	
22 償還金利子及び割引料				3,856,401	3,856,401			465,904	4,322,305	
23 投資及び出資金										
24 積立金								307,059	307,059	
25 寄附金										
26 公課費								1,769	1,769	
27 繰出金						16,200		5,101,336	5,117,536	
予備費								198,545	198,545	
計 ()%		(19.4)	(24.6)	(8.8)	(52.8)	(5.0)	(18.7)	(23.5)	(100.0)	
		8,512,170	10,771,017	3,856,401	23,139,588	2,191,330	8,192,813	10,279,336	43,803,067	